

令和3年神審第10号

裁 決

漁船BモーターボートC衝突事件

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 c

職 名 C船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bを戒告する。

受審人cを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年8月15日04時58分半少し過ぎ

和歌山下津港外港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船B

モーターボートC

総 ト ン 数	4.6トン	
全 長	13.50メートル	
登 録 長		4.18メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	262キロワット	7キロワット

3 事実の経過

Bは、船体後部に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及びその後方に操縦席を設け、レーダー及び魚群探知機一体型のGPSプロッター（以下「プロッター魚探」という。）を装備した一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が単独で乗り組み、漁場調査の目的で、船首0.48メートル船尾1.50メートルの喫水をもって、令和2年8月15日04時50分和歌山県和歌浦漁港を発し、友ヶ島水道南部の漁場に向かった。

b受審人は、航行中の動力船の灯火を表示し、プロッター魚探を作動させ、レーダーを休止させたまま、和歌山下津港外港を西行して和歌山県田ノ浦漁港東方沖合に至り、同漁港南部に設置された消波ブロックを右舷船首方に視認したのち、04時57分少し過ぎ紀伊田ノ浦港沖防波堤A東灯台（以下「沖防波堤A東灯台」という。）から107度（真方位、以下同じ。）360メートルの地点で、同消波ブロックの南方に向け針路を257度に定め、10.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操縦席に腰掛け、手動操舵により進出した。

04時57分半b受審人は、沖防波堤A東灯台から119度260メートルの地点に達したとき、正船首370メートルのところに、Cが存在し、同船が錨泊中の船舶が表示する灯火（以下「錨泊灯」という。）又は形象物（以下「黒球」という。）のいずれをも表

示していないものの、折から薄明時で、その船体を視認することができ、その後、船首を西北西方に向けた状態で移動しない様子から錨泊していることが分かり、Cに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、右舷船首方の消波ブロックとの接近状況を確認することに気をとられ、見張りを十分に行うことなく、このことに気付かないまま続航した。

こうして、b受審人は、Cを避けずに進行し、04時58分半少し過ぎ沖防波堤A東灯台から213度260メートルの地点において、Bは、原針路及び原速力で、その船首がCの右舷後部に後方から36度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期で、日出時刻は05時20分、常用薄明の始まりは04時54分で、視界は良好であった。

また、Cは、平甲板型の魚群探知機を装備したFRP製プレジャーモーターボートで、c受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.15メートル船尾0.60メートルの喫水をもって、同日04時52分田ノ浦漁港を発し、同港南部の釣り場に向かった。

c受審人は、04時55分釣り場に到着し、衝突地点付近で、水深10メートルの海中に重量10 kilogramsの四爪錨を投じ、直径12ミリメートルの合成繊維製錨索を30メートル延出して左舷船尾のクリートに係止し、機関を中立運転としたまま、薄明時であったことから錨泊灯を表示せず、黒球も表示せずに、船首を西北西方に向けて錨泊を開始した。

c受審人は、船尾甲板上に船横方向に設けた渡し板の右舷側に腰掛け、船首方を向いて釣りを始めたところ、04時56分右舷船尾方約850メートルのところに、Bの船体を初認し、同船が次第に接近し

てくるのを認めた。

04時57分半c受審人は、衝突地点で、船首が293度を向いていたとき、Bが右舷船尾36度370メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であることを認め、立ち上がって懐中電灯を点灯させて振り、注意喚起信号を行ったものの、なおも同船が避航の気配を見せずに接近するのを認めたが、ほどなく相手船は避けるものと思い、直ちに機関を使用して錨索の振れ回る範囲で移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、c受審人は、錨泊を続け、Cは、船首が293度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Bは、船首部船底外板に擦過傷を、Cは、右舷後部外板に亀裂を伴う凹損をそれぞれ生じたが、後にいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、日出前の薄明時、和歌山下津港外港において、漁場に向けて航行中のBが、見張り不十分で、前路で錨泊中のCを避けなかったことによって発生したが、Cが、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、日出前の薄明時、和歌山下津港外港において、漁場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、右舷船首方の消波ブロックとの接近状況を確認することに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、錨泊中のCに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、B、C両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

c受審人は、日出前の薄明時、和歌山下津港外港において、釣りのため錨泊中、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するBを認め、注意喚起信号を行っても避航の気配を見せずになおも接近するのを認め、直ちに機関を使用して錨索の振れ回る範囲で移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、ほどなく相手船は避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、錨泊を続けて衝突を招き、B、C両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のc受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

当海難審判所は、c受審人を呼び出したが、出頭しなかったので、海難審判法第34条ただし書の規定により、同人欠席のまま裁決する。

令和3年8月26日

神戸地方海難審判所

審判官 鎌倉保男